

岩倉市生涯学習サークルの登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市における生涯学習活動を積極的に推進するため、岩倉市生涯学習センター（以下「センター」という。）において活動する団体の登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 岩倉市生涯学習サークル（以下「サークル」という。）として登録できる団体は、主たる活動内容が教育、文化及びレクリエーションの学習であり、かつ、センターを利用して定例的に活動を行う団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 講師が主体となって教える教室ではなく、会員が自主的な学習活動を計画的かつ継続的に行う団体であること。
- (2) 規約を有し、かつ、当該規約中に役員等の組織に係る規定があること。
- (3) 経理が明確になされていること。
- (4) 市内に事務局を有していること。
- (5) 代表者が市内在住者であること。
- (6) 構成人員に市内在住者又は在勤者が7人以上おり、かつ、構成人員が同種の既存サークルと重複しないこと。
- (7) 特定の政党又は宗教に関与しない団体であり、かつ、営利を目的としない団体であること。

(登録の申請)

第3条 サークルとして登録を受けようとする団体は、岩倉市生涯学習サークル登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 会員名簿（様式第3）
- (3) 当該団体の規約
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(審査及び登録の決定)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請を行った団体がサークルとして適正であるかどうかを審査し、登録の可否を決定す

るものとする。

- 2 教育委員会は、前項の決定に際し、岩倉市社会教育委員の会議の意見を聴くことができる。

(登録の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定により登録の決定をしたときは、当該団体の代表者に対し、速やかに岩倉市生涯学習サークル登録決定通知書(様式第4)により通知するとともに、岩倉市生涯学習サークル登録証(様式第5)を交付するものとする。

(申請の時期及び登録の期間)

第6条 第3条の申請の受付期間は、毎年10月1日から同月31日までとする。

- 2 登録の期間は、2年とする。ただし、前条第1項の通知を受けた団体が登録期間開始前に行う登録期間中のセンターの利用等に係る利用申請については、登録期間中になされたものとみなす。

(登録内容の変更及び解散の届出)

第7条 サークルは、登録内容に変更が生じたときは、速やかに岩倉市生涯学習サークル変更届(様式第6)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 サークルは、当該団体を解散したときは、速やかに岩倉市生涯学習サークル解散届(様式第7)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第8条 教育委員会は、サークルが第2条に規定する登録の要件を欠いたとき又は前条の届出を怠ったときは、登録を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定によりサークルの登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、速やかに岩倉市生涯学習サークル登録取消通知書(様式第8)により通知するものとする。

(活動状況等の報告)

第9条 教育委員会は、必要に応じ、サークルに対し、活動状況等の報告を求めることができる。

(サークルに対する援助)

第10条 教育委員会は、サークルに対し、センターの利用に際して定例活動に支障がないよう、その利便を図るものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年9月30日において、岩倉市公民館サークル登録に関する要綱（平成13年7月14日施行）に規定する岩倉市公民館サークルに認定されている団体は、岩倉市生涯学習サークルとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。